

○上ノ国町ちよつと暮らし住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成30年3月6日

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、上ノ国町ちよつと暮らし住宅（以下「住宅」という。）の設置及び管理に関する条例（平成30年上ノ国町条例第1号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、住宅の管理運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 住宅を使用しようとする移住希望者は、上ノ国町ちよつと暮らし住宅使用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申請書は、使用する日の7日前までに提出するものとする。ただし、1月以上連続して使用する場合は、使用する日の10日前までに提出するものとする。なお、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受け、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、条例第4条の規定に基づき、上ノ国町ちよつと暮らし住宅使用許可書（別記第2号様式。以下「許可書」という。）を交付する。

(契約)

第4条 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を、別に定める上ノ国町ちよつと暮らし住宅定期賃貸借契約書（別記第3号様式。以下「契約書」という。）により町長と締結し、住宅を使用するものとする。

(使用期間)

第5条 住宅の使用期間は、条例第6条の規定に基づき、前条に規定する契約書において定める。

2 使用期間に係る入居及び退居を行う時間は、午前9時から午後4時までの間とする。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 施設、設備、備付けの備品及び家具類を適切に取り扱うこと。特に火災予防及び盗難の予防に全力を期すこと。
- (3) 住宅周りの除草、除雪及び清掃を適宜行い、住宅地を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 使用者は、住宅の使用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) 上記のほか、施設の使用に関し、町長が必要と認めること。

(設備又は備品の搬入)

第7条 使用者が住宅の使用にあたり、設備又は備品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(事故免責)

第8条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内での事故及び滞在期間中に施設外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(指定管理者の適用)

第9条 条例第13条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条、第3条、第6条及び第7条中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上ノ国町ちょっと暮らし住宅使用申請書

年 月 日

上ノ国町長 様

住所

申請者

氏名

印

上ノ国町ちょっと暮らし住宅を借用したいので、上ノ国町ちょっと暮らし住宅設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請いたします。

住 宅	<input type="checkbox"/> ゆのたい <input type="checkbox"/> いしざき <input type="checkbox"/> どちらでもよい		
区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2回目以降（ 回目）		
使用期間	第1希望	年 月 日から	年 月 日まで
	第2希望	年 月 日から	年 月 日まで
	第3希望	年 月 日から	年 月 日まで
	※使用期間は7日以上30日以内で記載してください。		
使用者の氏名		年齢	職業
			申請者との続柄
電話番号（自宅）			電話番号（携帯）
メールアドレス			
上ノ国町での移住体験を行うにあたって質問等ございましたらご記入下さい。			

※現住所地の住民票謄本（抄本）を添付してください。

上ノ国町ちよつと暮らし住宅使用許可書

様
年 月 日
上ノ国町長 印

上ノ国町ちよつと暮らし住宅設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、次のおり上ノ国町ちよつと暮らし住宅の使用を許可します。

住宅の借用にあたっては、同規則その他関係法令を遵守し、適正に使用してください。

記

1. 借用を許可する住宅

上ノ国町ちよつと暮らし住宅（ ゆのたい・いしぎき ）

2. 使用期間

月 日 から 月 日まで（ 日間）

3. 契約締結

住宅の使用にあたっては、上ノ国町ちよつと暮らし住宅定期賃貸契約書を締結することとなりますので、忘れずに印鑑を持参してください。なお、当該住宅は、借地借家法第38条に規定する「契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借が終了する」契約となります。

上ノ国町ちよつと暮らし住宅定期賃貸借契約書

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、第2条に掲げるちよつと暮らし住宅（以下「住宅」という。）について、以下の条項により借地借家法（以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（ちよつと暮らし住宅）

第2条 甲は、次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

名称	位置	建設年	構造	面積

（契約期間）

第3条 契約期間は、7日以上30日以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期	年	月	日から	日間
終期	年	月	日まで	

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

（住宅賃料の額）

第4条 住宅の賃料（以下「住宅賃料」という。）は、日額1,500円とし、日額に契約期間の日数を乗じた額とする。

2 乙は前項の住宅賃料を前納により甲に支払わなければならない。ただし、止むを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

3 第1項の住宅賃料は、住宅借上料、光熱水費（電気料、ガス代、灯油代、上下水道料）、放送受信料及びインターネット回線使用料を含むものとし、これ以外は乙の負担とする。

（維持管理）

第5条 乙は、借り受けた住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、自らの責に帰すべき事由により、住宅を滅失又はき損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、原状に回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の借用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担とするものとする。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

（明渡し）

第7条 乙は、本契約が終了する日まで及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

(立入り)

第8条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、住宅内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできないものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約書2通を作成し、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

貸主 (甲) 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
上ノ国町長 印

借主 (乙) 印